

資料 6

その他プラ 再商品化の課題

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

はじめに

容リ法の背景にあるのは、ごみ減量・埋め立て地延命化を含む循環型社会の形成にある。

プラスチックについては、その特性を活かした多くの技術開発がなされ、利便性をはじめ数々の恩恵を享受して来た。

恩恵享受後も、廃棄されたプラスチックを、資源物として有効利用することによって、ごみ減量化を実現することが望まれる。

当推進協議会は、特定事業者及びその関係団体で組織される任意団体である。現行容リ法を全面的に支持すると同時に、更に円滑な運用に向け、後述の3点について指摘をしたい。

特定事業者の主な取り組み

- (1) 発生抑制を最優先に、軽量化、薄肉化の取り組み。
(然し、技術的にはほぼ限界に達しつつある。)
- (2) 分別基準適合物品質向上についての働きかけ。
- (3) 再商品化費用の応分の負担。
- (4) 再商品化の社会的総費用低減の働きかけ。

リデュース等の例

・事業者A

スタンディングパック(シャンプー、リンスパック)	33g	30g	8.5%	削減
パック容器(レンジングシート、マスクシート)	36g	18g	50%	
詰め替え簡易容器(ファンデーション)	5.2g	2.1g	60%	

・事業者B

柔軟剤400mlパック	30g	25g	17%	
漂白剤320mlパック	34g	24g	29%	
台所用洗剤300mlパック	24.5g	21.5g	12%	

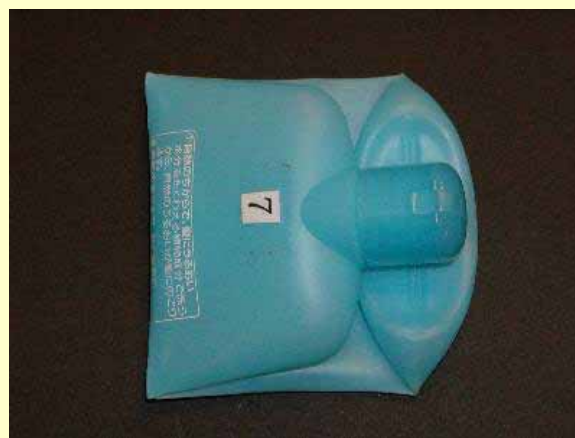
・事業者C

リグアイド1500gパック	70g	61g	13%	
700gパック	33g	27g	19%	

詰め替え容器の例 (家庭用洗剤)



つぶし易くした容器の例 (シャンプーボトル)



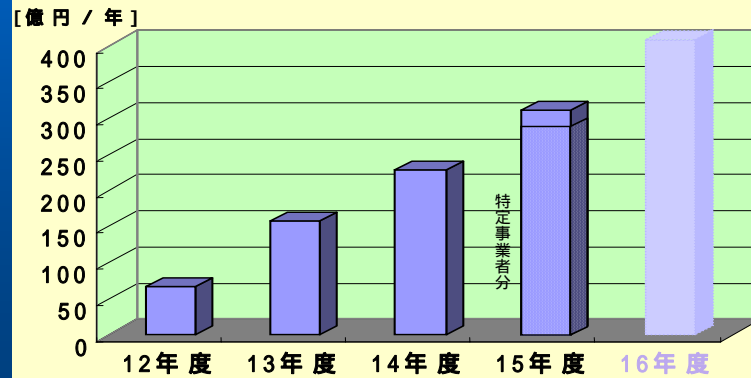
分別基準適合物（べール品）の1例 <当推進協資料>



べールに混入した汚れ、異物の1例 <当推進協資料>

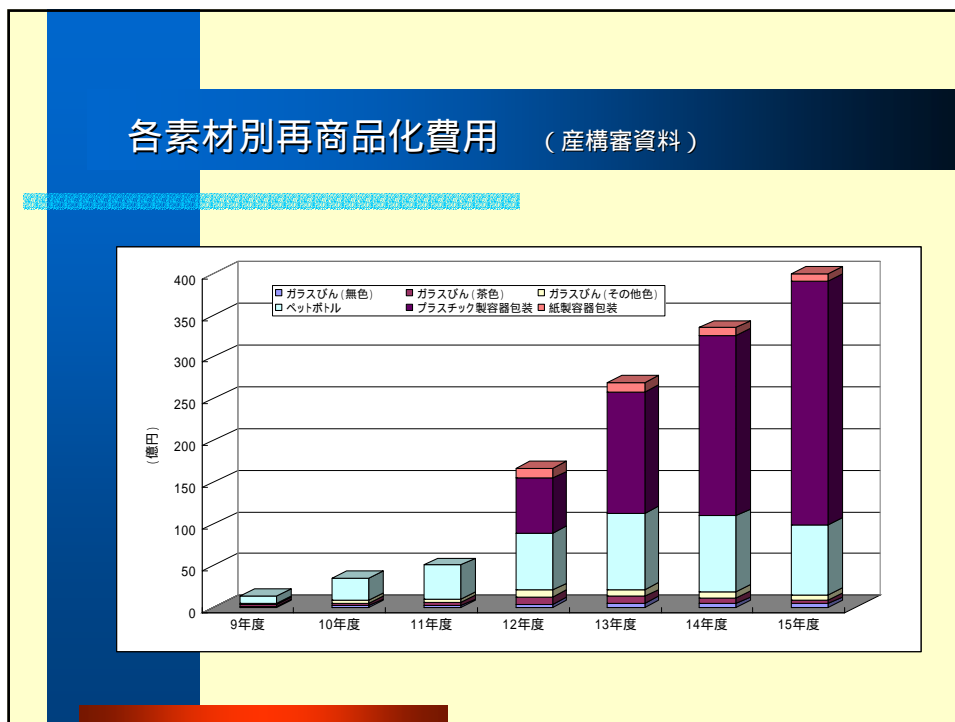
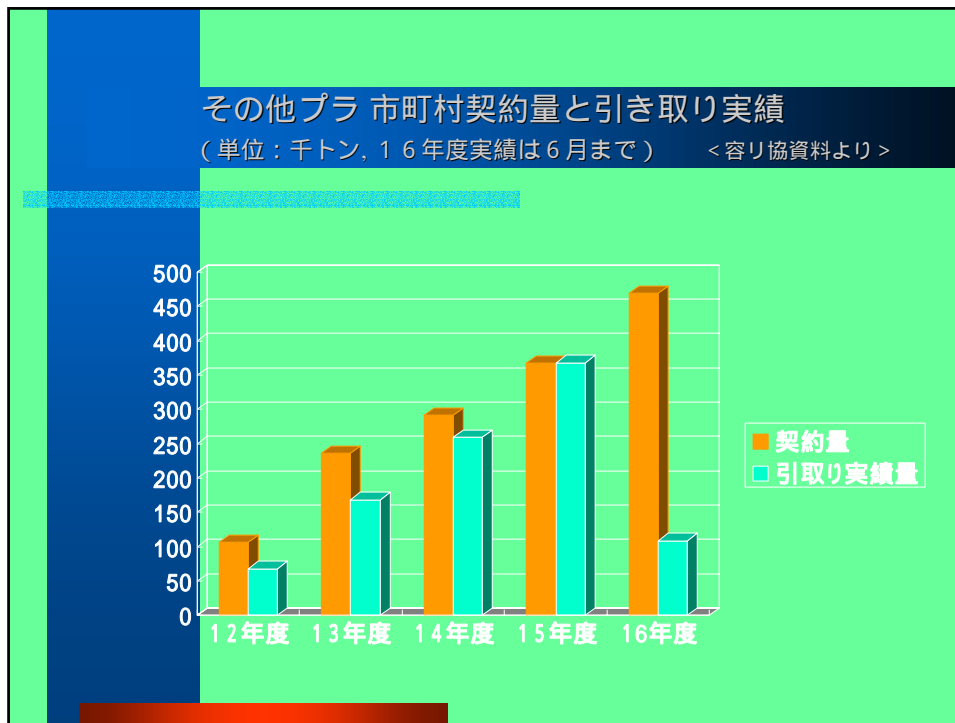


その他プラ再商品化費用の推移（16年度は予想） < 容リ協資料より >



その他プラ 再商品化の現状

- (1) 市町村が分別収集したもののほぼ全量は指定法人ルート。
- (2) 引取実績量は毎年100千トン規模で増加、16年度は、469千トン。
- (3) 指定法人と契約し、再商品化義務履行特定事業者数は、15年度は65千社（12年度57千社）。
- (4) 特定事業者の再商品化負担額は16年度で400億円を突破。
- (5) ただ乗り事業者が数多く存在すると推定。
(但し、国が対策を講じ、毎年着実に捕捉されている)
- (6) 再商品化手法、入札制度など多くの課題が顕在化。



課題 - 1 再商品化手法

〔 〕 無理な材料リサイクルは不合理である。
その他プラにはペットボトルと決定的な相違点がある。

- (1) 約50%の残渣が発生し、それが産業廃棄物として処分される。
- (2) 再商品化製品対応の範囲が狭く、作られる製品が限定される（建築用ボード、擬木類等の範疇）。
- (3) ケミカルリサイクル処理単価 77 円/Kg に対して、材料リサイクルは約 1.4 倍の 107 円を要する。
- (4) 分離不可能な複合素材（海外の材料リサイクルは単品・単素材のボトル類のみである）である。

擬木の 1 例（その他プラ 100%）



課題 - 1 再商品化手法

〔 〕社会的コスト低減を目指すには手法の幅が狭い。

- (1) 材料リサイクルに限らず、現行のケミカルリサイクル手法間の競争がなく、単価低減に結びつかない。
- (2) 技術的な合理性を追求した新たな手法についての議論が少ない。

合理的な手法を選択しなければ、容り法は続かない。

指摘 - 1

その他プラでは、「材料リサイクル優先」が産構審で了承され、指定法人が運用しているが、この「優先」枠を外すことが妥当。

- (1) 経済原則に則った手法間の公平な競争
- (2) 合理的観点からの再商品化手法の見直し
- (3) 熱回収、発電を目的にしたサーマルリサイクルの検討

これらを推進することが必要である。

課題 - 2 ただ乗り事業者と識別表示

まだ、ただ乗り事業者がかなり存在。
(しかも識別表示をつけている。)
資源有効利用促進法で規定されている
識別表示は、
(1) 容り法の分別対象であること。
(2) どの分別区分に該当するか。
を示すためのもの。この機能はまだ不十分。

識別表示義務は小規模事業者にも課しているが、容り法は課していない。

指摘 - 2

分別基準適合物として分別収集されるものは、識別表示が付された容器包装に限定すべきである。

小規模事業者にも識別表示義務を課しており、容り法でも再商品化義務を課すべきである。

これにより、ただ乗り事業者も減少する。

課題 - 3 容器包装の考え方

「容器包装の基本的考え方」の解釈

- ・運用基準としての「容器包装の基本的考え方」は極めて難解である。そのため、容リ法対象外のものまでが混入している（市町村の収集袋など）。
 - ・容器か包装か、家庭系か事業系か、中身が商品かサービスか、使用後に不要となるものか否か、等矛盾が多々ある。
- （例）
- ・クリーニングの袋、院内処方と院外処方の薬袋の取り扱い等。

指摘 - 3

容器包装の定義を次のように規定する。

『容器包装とは、商取引を目的とした品物の容器及び包装であって、その品物と分離した場合に不要となる全ての容器包装をいい、家庭から廃棄されたものをいう。

但し、次に該当するものを除く。

- (1) 木製革製が主たるもの
- (2) 繊維が主たるもの
- (3) 危険物
- (4) 医療廃棄物
- (5) 事業系一廃物及び産廃物

見解 - 1 拡大生産者責任（EPR）について

1. 容り法はEPRの考えを入れ、三者の役割を明確にし、その役割分担と責任が規定されている。
自治体の分別収集費用増だけの問題ではない。
2. 自治体は容り法参加の是非を、分別収集費用を含め、十分な検討を行ったと推察している。
別な選択肢は採用されなかった。

見解 - 2 EPRについて

1. 容り法に定められている、役割分担上の各主体の責任及びコスト負担について、どうすれば最も社会的にコストミニмумになるのかの議論を望みたい。
2. 自治体は財政的負担を生産者の負担としているが、その前に自治体自身がどうすれば良いのかを検討して戴きたい。
3. 事業者は発生抑制に対する努力を継続しており、自治体側も分別収集コストのあり方を明確にした上で、その是非についての議論を望みたい。

おわりに

1. 今回、当推進協議会是最優先事項3項目について、その改善を指摘し、拡大生産者責任についての見解を述べた。ご検討を賜りたい。
2. 容り法の評価・検討は、主として各々の役割分担の評価・検討であると理解している。EPRについてもその延長線でご議論をお願いしたい。
3. 容り法は意外と理解されていない。
国が普及啓発・広報に力を入れていることは充分評価しているが、更なるご努力をお願いしたい。